

所 管 事 項 調 査

ページ

長崎市の犯罪被害者等支援の基本方針について

1 犯罪被害者等の現状	1 ~ 4
2 犯罪被害者等支援において取り組むべき課題	4 ~ 5
3 犯罪被害者等支援の長崎市の基本的な考え方	5
4 支援の対象者	6
5 犯罪被害者等支援のイメージ図	7
6 今後のスケジュール	8
7 長崎市犯罪被害者等支援条例（案）	9 ~ 11
8 長崎県犯罪被害者等支援条例	12 ~ 16
9 中核市及び県内市における犯罪被害者等支援の給付金内容 ..	17 ~ 20

訴訟の現況について

1 事件の概要	21
2 事故の概要	21
3 住民活動保険の概要	21
4 保険契約及び補償の概要	21
5 これまでの裁判の経過	22

市 民 生 活 部

令和2年11月



長崎市の犯罪被害者等支援の基本方針について

1 犯罪被害者等の現状

(1) 犯罪被害者等が受ける被害

犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えている。

また、事件後も被害者のみならず、その家族までもが、心身の不調、生活上の問題、周囲の人の言動による傷つき、捜査・裁判に伴う負担といった精神的な苦痛や経済的な損失などに苦しんでいる。

ア 直接的被害（生命を奪われる、傷害を負う、財産を奪われる）

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭ったことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われるといった直接的な被害を受ける。

イ 二次被害

(ア) 心身への影響（身体障害、精神的ショック、精神的後遺症、再被害の恐怖等）

身体に被害を受けた場合、長期にわたり治療が必要であったり、重い後遺障害を負うこともある。

また、事件により大きな精神的ショックを受けることで、不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れたり、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もある。

場合によっては、一時的な精神的被害にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的後遺症に苦しむ人も多い。

(イ) 経済的な困窮（医療費・転居費用等の支出増加、生計維持者の喪失・失職等）

亡くなった場合の葬祭費、けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居をする場合の転居費用・家賃等あらゆる面で支出が増加する。

また、犯罪被害により生計維持者を失う場合や、犯罪被害による受傷・精神的ショックのため仕事の能率が低下したり、治療や捜査・裁判等のため仕事を休むことが多くなり、その結果、休職・退職を余儀なくされることで、収入が途絶することもある。

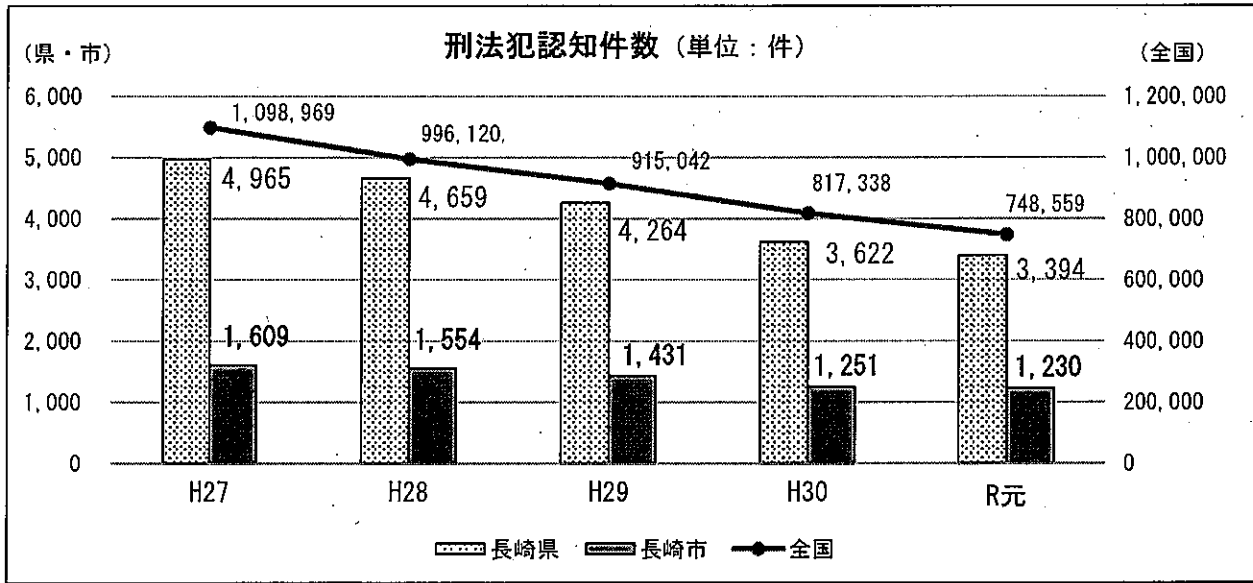
このように支出が増加する一方で、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することが少なくない。

(ロ) 精神的な苦痛（周囲の心ない行動、SNS等による誹謗中傷、過剰な取材等）

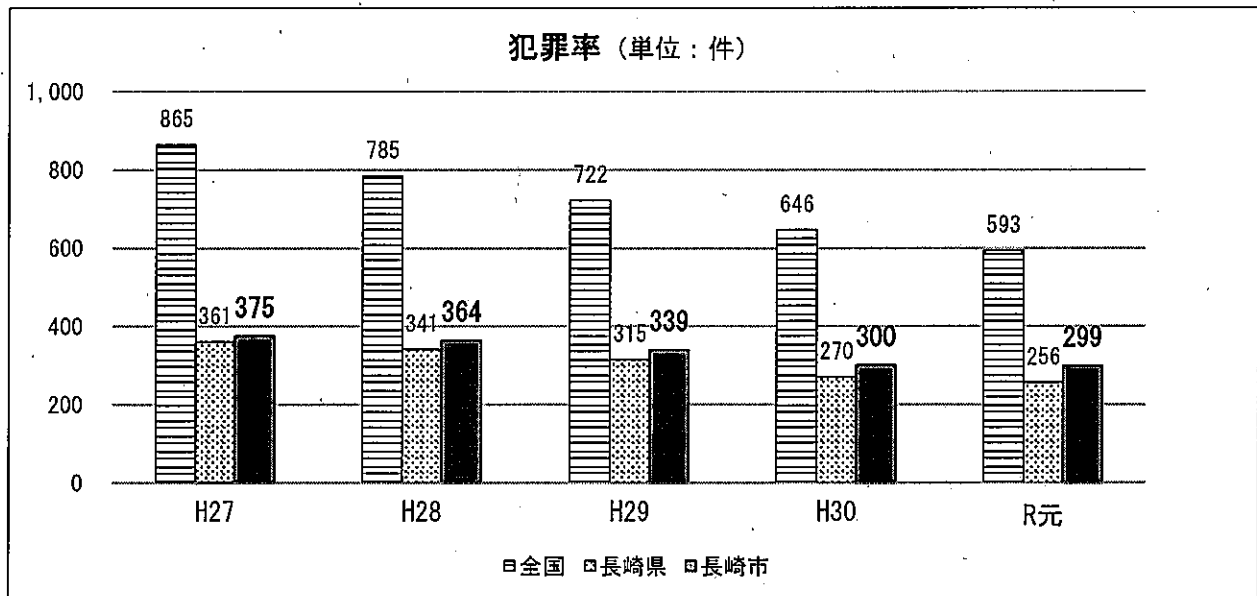
犯罪被害者等支援に関する情報不足などから、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心無い言動、SNS等による誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となり、周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多い。

(2) 犯罪の現状

ア 犯罪の発生状況（刑法犯認知件数）



イ 犯罪率（人口10万人当たりの刑法犯認知件数）



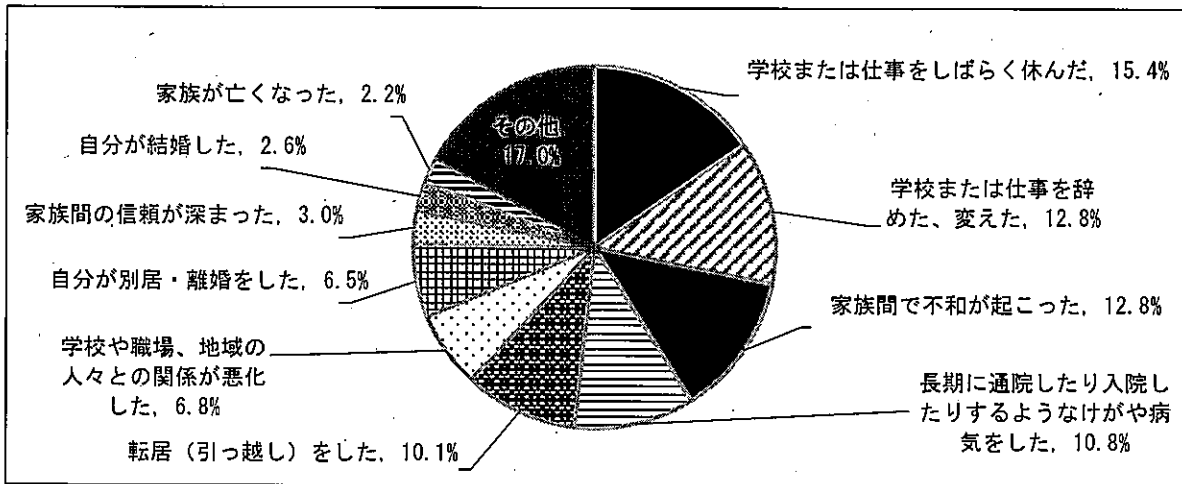
ウ 生命・身体に被害をもたらした刑法犯による被害者数（単位：人）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
死亡者	全国	799	751	709	690	700
	長崎県	11	17	11	6	6
	長崎市	3	6	2	2	3
重傷者	全国	2,724	2,796	2,644	2,675	2,564
	長崎県	19	23	14	11	19
	長崎市	10	14	4	1	8
軽傷者	全国	26,577	25,410	24,137	23,286	21,859
	長崎県	155	170	154	140	151
	長崎市	52	53	56	48	59

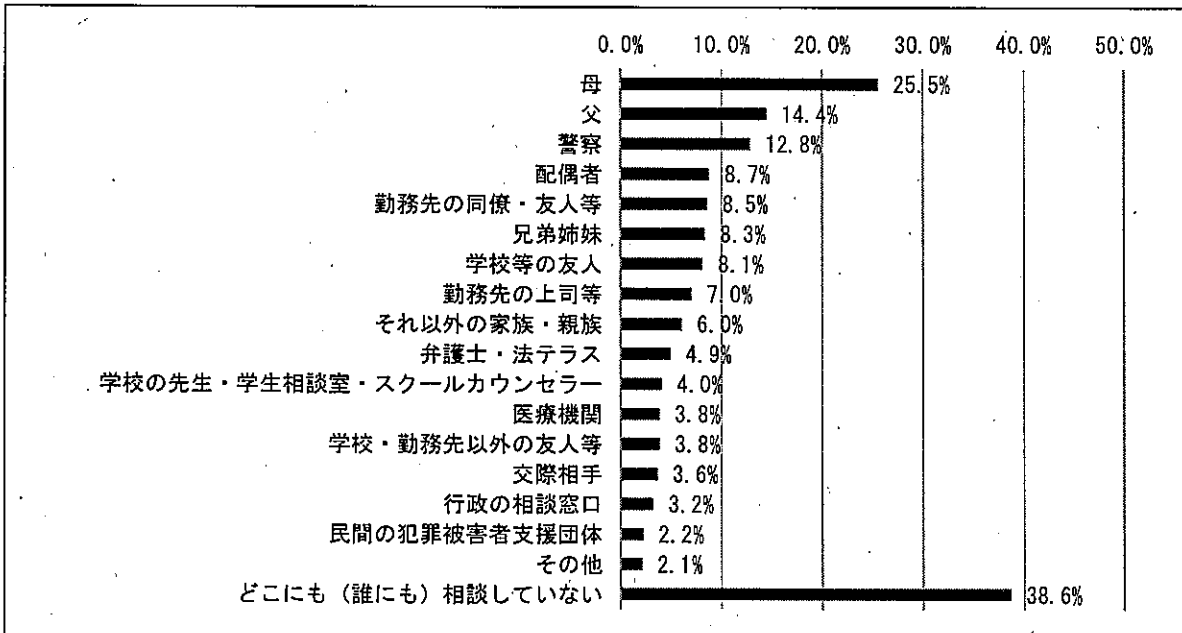
※重傷者は全治1か月以上の負傷者、軽傷者は全治1か月未満の負傷者をいう。

(3) 犯罪被害者等の状況（平成 29 年度 犯罪被害類型別調査【警察庁】から引用）

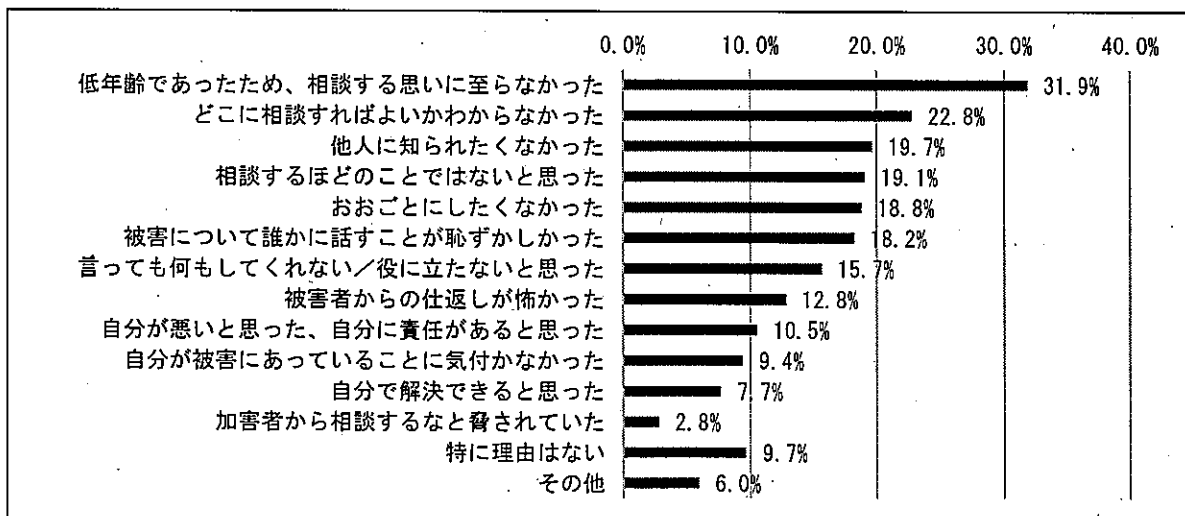
ア 被害による生活上の変化



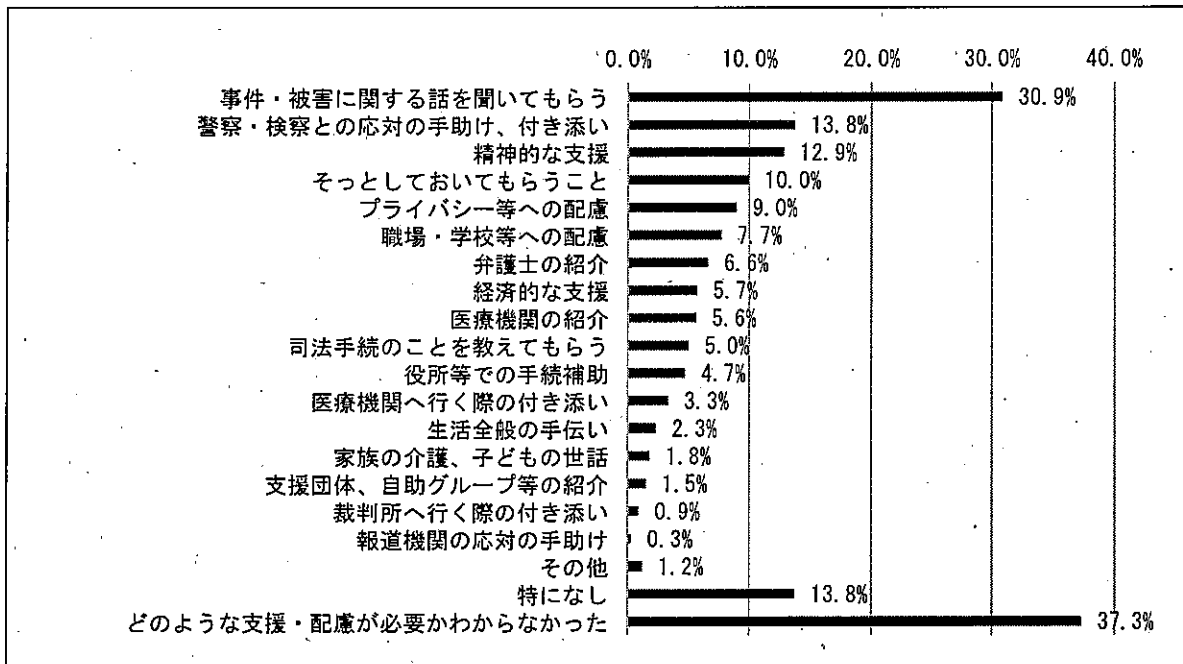
イ 初めて被害に遭った際の相談相手・機関



ウ どこにも（誰にも）相談しなかった理由



エ 被害直後の支援ニーズ



(4) 関係機関からの聞き取り結果（長崎県警察及び長崎犯罪被害者支援センター※）

- ・何をどこに相談すればいいのか分からない人が多い。
- ・何に困ることになるのか分からない、被害のショックで考えがまとまらない人がいる。
- ・病院代、葬儀費用の負担、当面の生活費がないなど、生活困窮の相談が多い。
- ・国の犯罪被害者等給付金の対象となっても、給付されるまでに平均約6か月かかっている。
- ・生活困窮、障害、仕事、学校等の複合的な問題を抱えている人が多い。
- ・家が事件現場になったり、犯人から家が知られていることなどで転居を希望する人が多い。
- ・相談すらできないほど、気力、体力が回復していない人がいる。

※ 長崎県公安委員会から指定を受け、犯罪被害等に関する電話相談や面接相談、警察・裁判所等への付き添い、カウンセリング等の支援を行う団体。(R元年度相談件数 470 件)

2 犯罪被害者等支援において取り組むべき課題

長崎市は、人口10万人当たりの犯罪率で比較すると全国平均の半分程度で、犯罪が少ない環境にあるが、生命・身体に被害を受ける犯罪件数等は横ばいで推移している状況にあり、様々な防犯の取り組みは行っているものの犯罪は発生し、市民が突然犯罪被害者等となる事態が起こっている。

市民に最も身近な地方自治体として、犯罪被害者等に寄り添った支援が行えるよう、取り組むべき課題を把握し、支援の根拠となる条例を設け、犯罪被害者等の支援に努めていく必要がある。

- (1) 相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害者等が直面している困難を正確に把握し、適切な支援策について情報提供を行う体制と支援に関わる関係機関との連携により速やかに支援を実施できる体制を整備する必要がある。
- (2) 国の犯罪被害者等給付金は給付までに時間がかかることから、医療費や転居に伴う住宅費、休職等による収入途絶など、被害直後にかかる経済的負担を軽減できるよう支援を行う必要がある。
- (3) 犯罪等により直接的に心身に受けた被害からの回復を支援するとともに、二次被害・再被害を防止し、安全を確保する必要がある。
- (4) 犯罪被害者等の人権の尊重、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等や事業者の理解を深めていく必要がある。

3 犯罪被害者等支援の長崎市の基本的な考え方

目的1 犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減・防止を図る

施策の方向性1 支援体制の整備・充実

犯罪等の被害に関する相談や各種手続きのワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、関係部署・関係機関との連携体制の充実を図る。

<主な事業>各種手続きのワンストップ対応、支援情報等をまとめた印刷物・HPの作成【新】

施策の方向性2 経済的負担の軽減

経済的な支援、居住・就労の場の確保により、被害の軽減を図り、早期に生活の安定が図られるよう支援を行う。

<主な事業>見舞金の支給【新】、家賃・転居費用の助成【新】、市営住宅入居の特別措置（一時使用）【新】、事業者への広報啓発活動【新】

※個別の支援策については、現在検討中

施策の方向性3 心身の被害回復・防止

必要な保健・医療・福祉サービス又は専門機関へつなぐとともに、安全な生活の場の確保により、精神的・身体的被害からの回復や二次被害・再被害の防止を図るための支援を行う。

<主な事業>DVに関する相談、消費生活相談、身体障害者手帳交付、障害児福祉手当、障害者医療費助成制度、特別障害者手当、国民健康保険による医療費自己負担額の免除又は徴収猶予

目的2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る

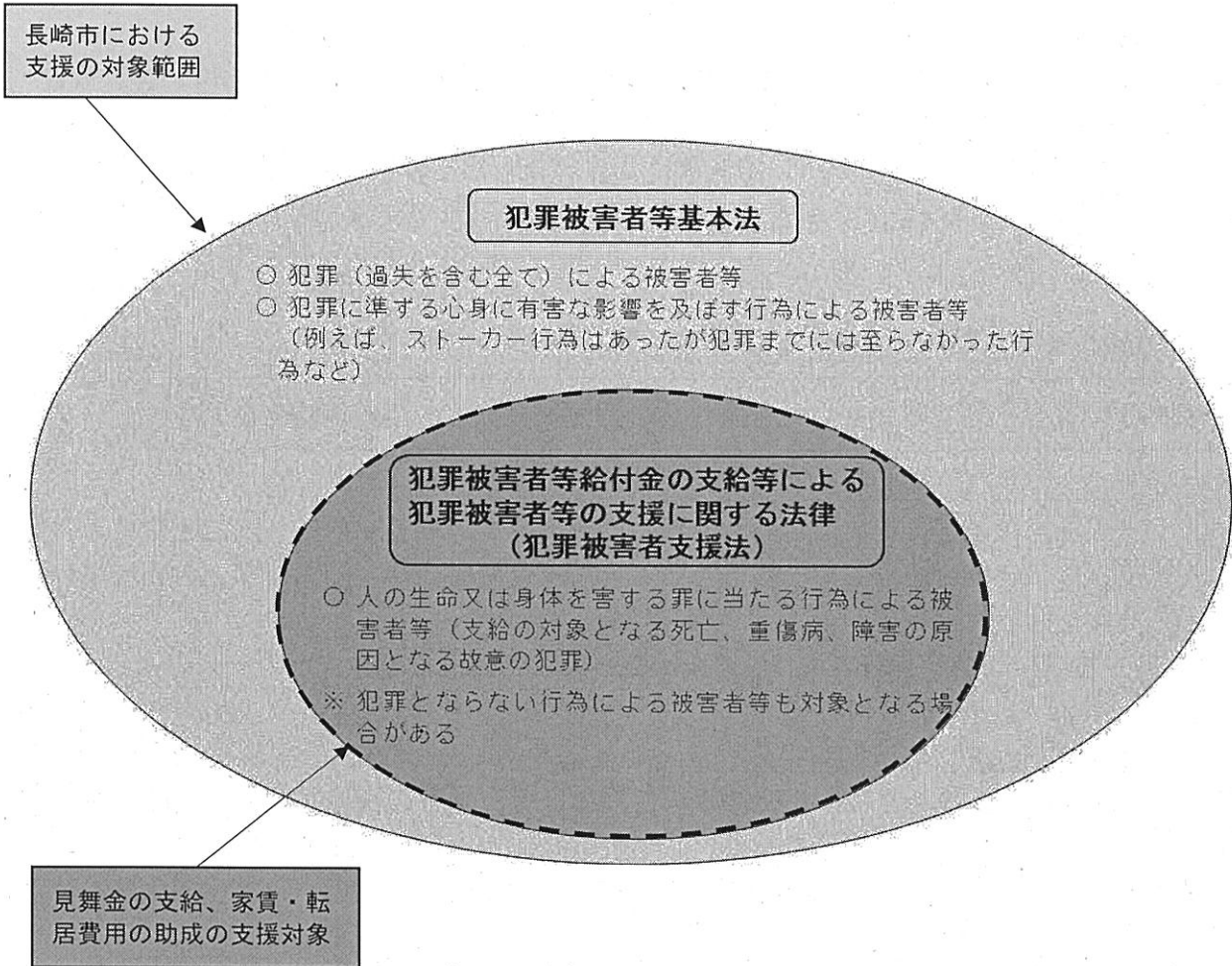
施策の方向性4 犯罪被害者等への理解の促進

二次被害及び再被害を防止するため、広報及び啓発活動により、誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識の醸成や犯罪被害者等の人権尊重と支援への協力に関する理解の促進を図る。

<主な事業>市民等及び事業者への広報啓発活動【新】、学校における教育と支援

4 支援の対象者

被害に苦しむこととなる全ての犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による犯罪被害者等を対象とすることを基本とし、必要に応じて犯罪被害者等給付金の支給の対象となる犯罪被害者等に特化するなど、個別支援策ごとに定める。



※個別の支援策については、現在検討中

参考例

1 交通事故被害の支援について

交通事故は、犯罪等に含まれるので、支援の対象になる。

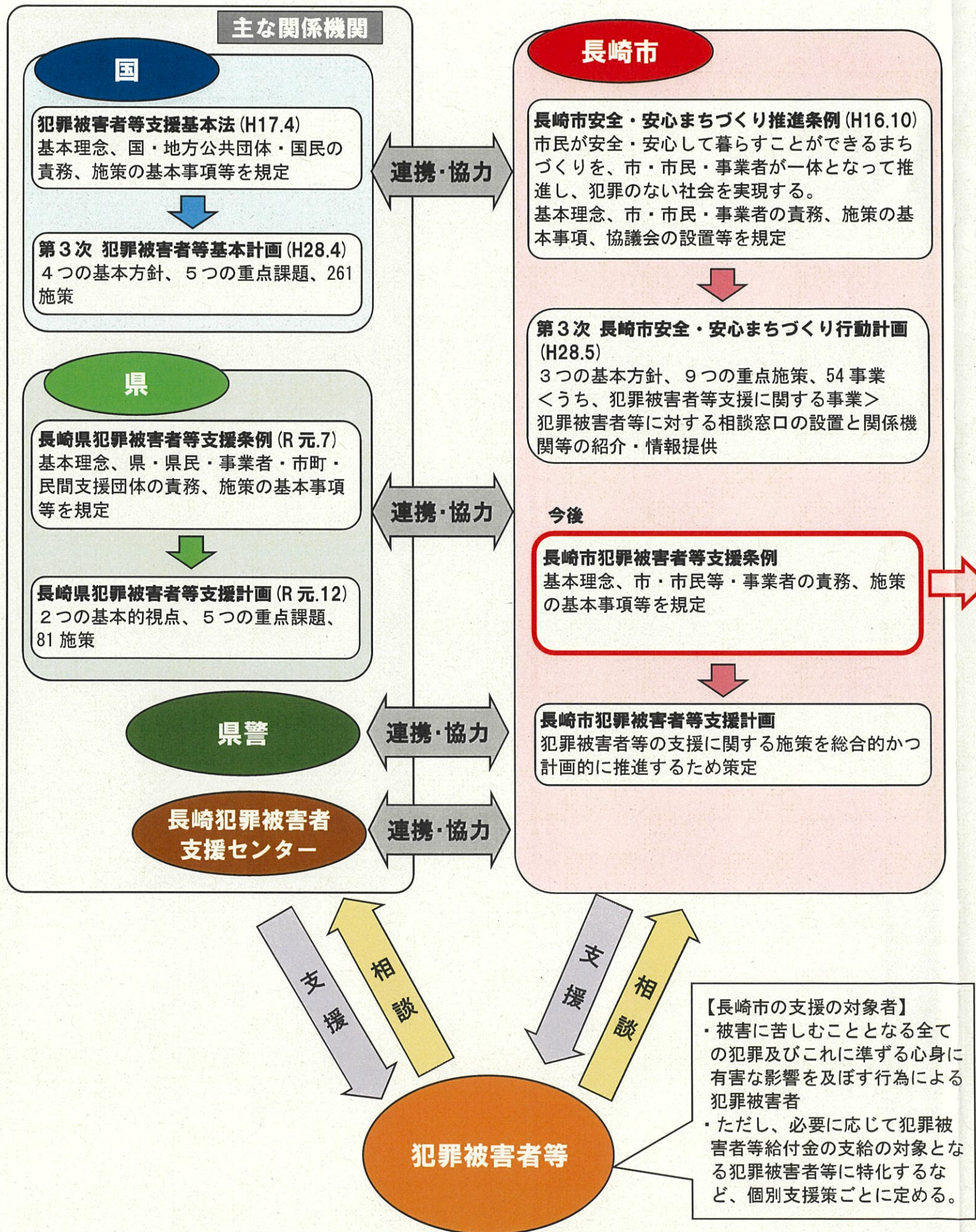
ただし、経済的負担軽減（見舞金給付や転居費用・家賃助成）の支援は、死亡や重傷病の原因となる故意の犯罪が対象になるため、人を死傷させた交通事故については、危険運転致死傷罪は故意犯のため経済的負担軽減の支援対象になるが、過失運転致死傷罪は過失犯のため経済的負担軽減の支援対象にはならない。

2 特殊詐欺被害の支援について

特殊詐欺は、犯罪に該当するので、支援の対象になる。

ただし、経済的負担軽減（見舞金給付や転居費用・家賃助成）の支援は、死亡や重傷病の原因となる故意の犯罪が対象になるため、同犯罪が原因で死亡や重傷病を負う被害がなければ、経済的負担軽減の支援対象にはならない。

5 犯罪被害者等支援のイメージ図



目的 (第1条)
 犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定める
 ■犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減を図る
 ■誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民が共有し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る
 ■誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する

基本理念 (第3条)
 ■犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられるよう配慮して行われること
 ■犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じて迅速かつ適切に行われること
 ■犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われること
 ■犯罪被害者等のプライバシーに配慮して適切に行われること

役割分担

市の責務 (第4条)	市民等の役割 (第5条)	事業者の役割 (第6条)
・関係機関等と連携・協力し、犯罪被害者等を支援し、被害からの回復、被害の軽減並びに二次被害及び再被害の防止に努める ・市民等及び事業者の理解増進のため、広報及び啓発に努める	・犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けないよう十分に配慮するとともに、支援に協力するよう努める	・犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労について十分配慮し、事業活動において二次被害及び再被害を受けないよう努める

総合的支援体制の整備 (第7条)
 ○ 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じた適切な支援情報の提供や助言を行うための窓口を設置
 ○ 関係機関と連携・協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備

具体的支援

支援体制の整備・充実 (第7条、第8条)	○ 相談窓口 ○ 関係機関と連携・協力 ○ 関係部署へつなぐ ○ 支援情報の提供
経済的負担の軽減 (第9条～第11条)	○ 給付金の支給 ○ 居住の安定 ○ 雇用の安定
心身の被害回復・再被害の防止 (第12条、第13条)	○ 状況に応じた適切な保健医療サービス・福祉サービスの提供 ○ 安全の確保
犯罪被害者等への理解の促進 (第14条、第15条)	○ 市民等及び事業者の理解の増進 ○ 学校における教育と支援

6 今後のスケジュール

項目	令和2年			令和3年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
庁内検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 安全・安心 本部会議 (方針決定) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 安全・安心 本部幹事会 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 庁内関係課による検討 </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 条例決定 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">4/1施行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">周知</div> </div>	
市民参加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 安全・安心 まちづくり 推進協議会 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 安全・安心 まちづくり 推進協議会 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> パブリック コメント </div>					
議会		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 【定例会】 所管事項 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 【定例会】 議案審査 (条例) (予算) </div>				

7 長崎市犯罪被害者等支援条例(案)

令和 年 月 日
条例第〇〇号

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民が共有し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下、基本法という。）第2条第1項に規定する犯罪及び犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 各都道府県の公安委員会において、犯罪被害者等早期援助団体と認定された団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、長崎県、長崎県警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が被害を被った犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 本市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 本市は、庁内の緊密な連絡調整を図るとともに、関係機関等と連携及び協力しながら、適切な役割分担を踏まえて犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等が受けた被害からの回復、被害の軽減並びに二次被害及び再被害の防止を図るための施策を実施するものとする。
- (2) 本市は、犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の生活の平穩への配慮の重要性について、市民等及び事業者が理解を深め、地域社会が一体となって犯罪被害者等を支援する機運の醸成を図るための施策を実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労又は勤務について十分に配慮し、その事業活動において犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第7条 本市は、第3条第2項に規定する支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

- 2 本市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう総合的な支援体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 本市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、支援に係る手続の案内、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 本市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給及び経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 本市は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する市営住宅（長崎市営住宅条例（平成9年度長崎市条例第25号）に規定する市営住宅をいう。）の提供その他の必

要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第11条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

(保健・医療・福祉サービスの提供)

第12条 本市は、犯罪被害者等が受けた心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 本市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第14条 本市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への重要性、犯罪被害者等の支援等について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(学校における教育と支援)

第15条 本市は、学校において、前条に定めるもののほか犯罪等の当事者とならないよう、児童又は生徒の理解を深めるため、発達段階に応じた教育活動を行うものとする。
2 本市は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うものとする。

(犯罪被害者等への支援の制限を行うことができる場合)

第16条 本市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合には、犯罪被害者等への支援の一部又は全部を制限することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

8 長崎県犯罪被害者等支援条例

令和元年7月16日長崎県条例第6号

長崎県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

長崎県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 基本的施策（第13条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損(きそん)、私生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する団体をいう。)その

他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分に配慮するよう努めるものとする。

(市町の責務等)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うもの

とする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識又は経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等支援に係る部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施するものとする。

2 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

3 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第12条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第15条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第17条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）第2条第5号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第18条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育と支援)

第20条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 中核市及び県内市における犯罪被害者等支援の給付金内容

(1) 見舞金・支援金

《参考》
国の犯罪被害者給付制度

【制度の概要】

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病、障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

【対象となる犯罪行為】

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(ただし、緊急避難、心神喪失及び心神耗弱、責任年齢により罰せられない行為を含み、正当行為、正当防衛により罰せられない行為及び過失による行為を除く)

【給付金の種類及び支援対象者】

■遺族給付金: 亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族
 ■重傷病給付金: 犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷または疾病をいい、精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であること)を負った犯罪被害者本人
 ■障害給付金: 障害が残った犯罪被害者本人(負傷又は疾病が治ったときにおける身体上の障害で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度)
 ※犯罪行為によって被害を受けた場合でも、親族間で行われた犯罪、犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合、労災保険などの公的給付や損害賠償を受けた場合については、給付金の全部又は一部が支給されないことがある。

区分	都市名	名称	対象となる犯罪行為	死亡		重傷病		その他		対象要件など	支給対象外	適用日	
				金額等	支給対象者	金額等	支給対象者		金額等				支給対象者
							犯給同様	その他					
本市と同規模人口の中核市	金沢市	見舞金	犯給法で対象としている犯罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族	傷害見舞金 10万円	○		なし	なし	・特段の要件は定めていないが、警察への確認により見舞金の要件に合致するかどうかを確認することとしている ・犯罪行為が行われた時において、被害者又は遺族と、加害者の間に親族関係(夫婦、直系血族、兄弟姉妹)があったとき ・犯罪被害について、次のいずれかの行為があったとき(当該犯罪行為を教唆し又は幫助する行為、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関する著しく不正な行為) ・被害者又は遺族が次のいずれかの事由があるとき(当該犯罪行為を容認していたこと、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと) ・社会通念上適切でないと認められるとき	H24.4.1施行 施行日以降に発生した犯罪から適用	
	岐阜市	支援金	犯給法で対象としている犯罪行為	遺族支援金 30万円	対象犯罪行為で亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族	重傷病支援金 10万円		負傷又は疾病の治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された被害者	なし	なし	・支給申請があったときは、岐阜県警察の意見を聴いた上で、支援金の支給の可否を決定 ・犯罪行為が行われた時において、被害者又は遺族と、加害者の間に親族関係(夫婦、直系血族又は3親等内の親族)があった場合 ・犯罪被害を誘発した場合その他責めに帰すべき行為があった場合 ・暴力団員等の場合 ・当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合 ・社会通念上適切でないと認められる場合	R2.1.1施行 施行日以降に発生した犯罪から適用	
	尼崎市	見舞金	犯給法で対象としている犯罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族	重症病見舞金 10万円		療養に1月以上の期間を要する傷害又は疾病の被害者	なし	なし	・警察に被害届が提出され受理されていること ・犯罪被害を誘発したときその他責めに帰すべき行為があったとき ・犯罪行為が行われた時において、被害者又は遺族と、加害者の間に親族関係(夫婦、直系血族、兄弟姉妹)があった場合 ・犯罪被害に関して、次のいずれかの行為を行っていた場合(当該犯罪行為を教唆し又はほう助する行為、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関する著しく不正な行為) ・被害者又は遺族が次のいずれかに該当する場合(当該犯罪行為を容認していたこと、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと)	H27.7.1施行 施行日以降に発生した犯罪から適用	

区分	都市名	名称	対象となる 犯罪行為	死亡		重傷病		その他		対象要件など	支給対象外	適用日	
				金額等	支給対象者	金額等	支給対象者		金額等				支給対象者
							犯給 同様	その他					
本市と同規模人口の中核市	西宮市	支援金	犯給法で対象 としている犯罪行為	遺族支援金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	重傷病支援金 10万円		○	なし	なし	・警察に被害届が提出され受理されていること ・犯罪行為が行われた時に、助成を受けようとする者と加害者の間に3親等内の親族関係があった場合 ・助成を受けようとする者に次のいずれかの行為があった場合(当該犯罪行為を教唆し又はほう助する行為、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関する著しく不正な行為) ・助成を受けようとする者に次のいずれかに該当する事由がある場合(当該犯罪行為を容認していた場合、常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと)	H28.4.1施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用	
	大分市	見舞金	犯給法で対象 としている犯罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	重傷病見舞金 10万円		負傷又は疾病の治療 に要する期間が1月 以上であると医師に 診断された被害者	なし	なし	・警察に被害届が提出され受理されていること ・暴力団員又は暴力団密接関係者のとき ・社会通念上適切でない認められるとき	H30.10.1施行 H30.4.1以降に発生 した犯罪から適用	
県内市	佐世保市	見舞金	犯給法で対象 としている犯罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	傷害見舞金 10万円		傷害について3日 以上病院に入院す ることを要し、治療に要す る期間が1月以上 であると医師に診断 された被害者	なし	なし	・特段の要件は定めていないが、警察からの犯罪被害者支援の連絡を受けてから各種支援を行っている、それで犯罪被害の確認できている ・犯罪行為が行われた時点において、被害者又は遺族と、加害者の間に親族関係(夫婦、直系血族、同居の兄弟姉妹)があった場合 ・犯罪被害に関して、次のいずれかの行為があった場合(当該犯罪行為を教唆し又はほう助する行為、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関する著しく不正な行為) ・被害者又は遺族が次のいずれかに該当する事由がある場合(当該犯罪行為を容認していたこと、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと)	H30.4.1施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用	
	島原市	見舞金	犯給法で対象 としている犯罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	傷害見舞金 10万円		治療に要する期間が 1月以上であると医師 に診断された被害者	なし	なし	・警察への照会により犯罪事実等の確認を行うこととしている ・暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・社会通念上適切でない認められるとき	R元.7.12施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用	
	松浦市	見舞金	犯給法で対象 としている犯罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	重傷病見舞金 10万円		治療に要する期間が 1月以上であると医師 に診断された被害者	なし	なし	・警察に国の犯罪被害者等給付金が申請されており、同給付金の支給制限に該当しないこと ・暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・国が支給する犯罪被害者等給付金の全部が支給されないとき	R2.6.26施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用	
	杵岐市	見舞金	犯給法で対象 としている犯罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	傷害見舞金 10万円		治療に要する期間が 1月以上であると医師 に診断された被害者	なし	なし	・特段の要件は定めていないが、警察への確認により見舞金の要件に合致するかどうかを確認することとしている ・犯罪行為が行われた時点において、被害者又は遺族と、加害者の間に親族関係(夫婦、直系血族、同居の兄弟姉妹)があった場合 ・犯罪被害に関して、被害者又は遺族に次のいずれかの行為があった場合(当該犯罪行為を教唆し又はほう助する行為、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関する著しく不正な行為) ・被害者又は遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合(当該犯罪行為を容認していたこと、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと)	H31.4.1施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用	

区分	都市名	名称	対象となる 犯罪行為	死亡		重傷病		その他		対象要件など	支給対象外	適用日	
				金額等	支給対象者	金額等	支給対象者		金額等				支給対象者
							犯給 同様	その他					
県内市	対馬市	見舞金	犯給法で対象 としている犯 罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	傷害見舞金 10万円		治療に要する期間が 1月以上であると医師 に診断された被害者	なし	なし	・警察への照会により犯罪事実等 の確認を行うこととしている	・暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・犯罪行為が行われた時において、被害者又は遺族 と、加害者との関係その他の事情から判断して、見舞 金の支給が社会通念上適切でないとき認められるとき	R2.9.18施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用
	五島市	見舞金	犯給法で対象 としている犯 罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	傷害見舞金 10万円		治療に要する期間が 1月以上であると医師 に診断された被害者	なし	なし	・特段の要件は定めていないが、 警察からの犯罪被害者支援の連 絡を受けてから各種支援を行っ ているので、それで犯罪被害の確認 できている	・暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・犯罪行為が行われた時において、被害者又は遺族 と、加害者の間に親族関係(夫婦、直系血族、3親等 内の親族)があったとき ・社会通念上適切でないとき認められるとき	R2.4.1施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用
	西海市	見舞金	犯給法で対象 としている犯 罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	傷害見舞金 10万円	○		なし	なし	・警察に被害届が提出され受理さ れていること及び国の犯罪被害者 等給付金を申請されていること	・暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・社会通念上適切でないとき認められるとき	R元.12.24施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用
	雲仙市	見舞金	犯給法で対象 としている犯 罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	重傷病見舞金 10万円		治療に要する期間が 1月以上であると医師 に診断された被害者	なし	なし	・特段の要件は定めていない(事 例も未だ発生していないので、今 のところ確認方法は未定)	・暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・社会通念上適切でないとき認められるとき	R2.4.1施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用
	南島原市	見舞金	犯給法で対象 としている犯 罪行為	遺族見舞金 30万円	対象犯罪行為で 亡くなられた犯 罪被害者の第一 順位の遺族	重傷病見舞金 10万円		治療に要する期間が 1月以上であると医師 に診断された被害者	なし	なし	・警察に被害届が提出され受理さ れていること	・暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・社会通念上適切でないとき認められるとき	R2.4.1施行 施行日以降に発生 した犯罪から適用

(2) 転居費用・家賃助成等

区分	都市名	対象となる 犯罪行為	転居費用助成	家賃助成	一時保育費用助成	助成対象外
本市と同規模人口の中核市	尼崎市	犯給法で対象としている犯罪行為	【対象】 見舞金の支給を受けることができる者で犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になった者 【金額】 犯罪被害が発生した日以後最初に転居した場合における転居に要した費用、上限18万円	【対象】 見舞金の支給を受けることができる者で犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になった者 【金額】 犯罪被害が発生した日以後最初に転居した場合における家賃で家賃月額1/2、上限1月3万円、最大6月	【対象】 見舞金の支給を受けることができる者で、日常生活に支障がある者 【金額】 上限1回2800円、最大6回	見舞金の支給を受けることができる者が日常生活の支援を受けられるため、見舞金の支給制限に該当する者が助成対象外となる
	西宮市	犯給法で対象としている犯罪行為			【対象】 犯罪による死亡者の遺族(配偶者、2親等以内の親族)又は重傷病を負った犯罪被害者で、次のいずれかに該当する場合 ・犯罪被害者が当該犯罪被害に伴う通院をする場合 ・犯罪被害者又は遺族が当該犯罪被害に関する刑事手続に関与する場合 ・その他市長が必要と認める場合 【金額】 費用の1/2、上限1回2400円、5回以内	・法令に規定又は市の施策等で一時預かり保育利用費用の全部又は一部の給付等が行われる場合 ・加害者との間に3親等内の親族関係がある場合 ・助成を受けようとする者に次のいずれかの行為があった場合(当該犯罪行為を教唆し又はほう助する行為、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関する著しく不正な行為) ・助成を受けようとする者に次のいずれかに該当する事由がある場合(当該犯罪行為を容認していた場合、常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと)